

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、和歌山県北東部にあり、伊都・橋本地域のほぼ中心部に位置し、東と北は橋本市に、西はかつらぎ町に、南は高野町に接しています。本町域は県内最大の河川である紀ノ川の左岸に開け、東西11.8km、南北8.5km、総面積44.12km²で、紀伊山地の支脈によって覆われ、険しい急傾斜が多く、総面積の約75%が森林地帯となっている。

令和2年国勢調査によると、本町人口は3,856人であり、平成27年国勢調査による4,377人と比較すると、年100人程度の割合で減少しているのが現状である。

商業に関しては、1～4人の小規模事業者が多く、商店は一般住宅が混在し、十分な駐車場もないことから利便性が悪く、住民の購買先は近隣市町に立地する大型量販店に移っている。

さらに、製造業についても経営規模の小さい事業所が多く、また業種として繊維関連が大部分を占めており、近年の低迷する経済情勢の中で生産活動は厳しい状況である。

(2) 目標

少子高齢化による人手不足や働き方改革への対応など、厳しい事業環境を改善するため、生産性の高い先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中年1件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

九度山町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が九度山町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

基幹産業である農業を中心に、多種多様な産業が町内各所に点在しており、町全体の産業向上のため、全地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により、労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組は対象外とし、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税の滞納がないこと。